

(趣旨)

第1条 この規則は、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館設置、管理及び運営に関する条例(平成26年与那原町条例第27号)第11条の規定に基づき、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館(以下「軽便与那原駅舎」という。)の管理、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限)

第2条 町長は、軽便与那原駅舎を利用する者(以下「利用者」という。)の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 軽便与那原駅舎の施設、設備又は展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、軽便与那原駅舎の管理上支障があると認められるとき。

(展示資料等の貸出し)

第3条 展示資料等の貸出しを受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等貸出許可申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請を受理したときは、貸出しの可否について審査し、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等貸出通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(資料の寄贈及び寄託)

第4条 軽便与那原駅舎に資料の寄贈及び寄託をしようとするときは、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等寄贈・寄託申込書(様式第3号)により町長に申し込み、その承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みがあり承認をする場合は、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等寄贈・寄託書(様式第4号)を交付する。

3 寄託を受けた展示資料等の貸出しは、寄託者の承諾を得て行うものとする。

(損害賠償義務)

第5条 利用者は、故意又は過失により軽便与那原駅舎の施設、設備又は展示物等を破損し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月31日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

与那原町長 様

住 所：

氏 名： 印

連絡先：

与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等貸出許可申請書

展示資料等の貸出しについて下記のとおり申請いたします。
借用期間中は、責任をもって管理いたします。

記

借用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
借用目的		
借用物	展示資料名	備考

年 月 日

様

与那原町長

与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等貸出通知書

年 月 日付け申請のありました、展示資料等の貸出しについて下記のとおり通知いたします。

記

[illegible]

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

与那原町長 様

住 所 :
氏 名 : 印
連絡先 :

与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等寄贈・寄託申込書

下記のとおり、展示資料等を、寄贈、寄託したいと思いますので、申込みいたします。

記

資料名		数量	備考
寄託物の貸出し可否		可 ・ 否	

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

様

与那原町長

与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館展示資料等寄贈・寄託書

与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館設置、管理及び運営に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり展示資料等を受贈・受託いたします。

記

資料名	数量	備考